

大掃除はしなさい！！ 知っていましたか (法令で決まっていますよ)

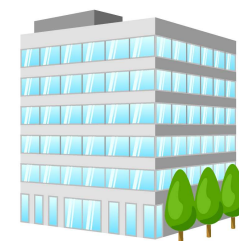
会社の場合

事業主には半年に1回の
会社の大掃除が労働安全衛生法で義務付けられている

適用法令：労働安全衛生法の **労働安全衛生規則** 第619条

罰則規定：事業主が半年に1回の大掃除を行わなかった場合

6カ月以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられる可能性



©DESIGNALIKE

地域住民の場合

建物の占有者は
建物内を全般にわたって清潔にするため
市町村長が定める計画に従い、大掃除を実施しなければならない

適用法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（**廃棄物処理法**）第5条第3項

罰則規定：廃棄物処理法の罰則は厳しいですが、大掃除実施に関しては努力義務。

余談：【市町村長が定める計画に従い】を20年前に調べたところ

東京都下での計画制定は、青ヶ島村だけで確認できました。

大掃除の起源は寺社で行われるすす払い、戦後、都市化が進む中で公衆衛生も良くなり状況は変わって、大掃除の意味が無くなってきたと思えます。

